



島根県報

平成29年8月4日（金）

号外第94号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第429号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	431号	松江市野原町358番14地先から同町114番地先まで	前	メートル 8.60～ 48.00	メートル 319.40	松江県土整備事務所 交通安全工事 歩道設置
			後	11.00～ 48.00	319.40	
"	"	出雲市西林木町488番1地先から同町394番地先まで	前	7.86～ 9.14	27.84	交通安全工事 拡幅
			後	7.86～ 9.14	27.84	
"	"	出雲市西林木町961番2地先から同町499番1地先まで	前 A	7.84～ 10.31	32.99	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 交通安全工事 ダブルウェイ 歩道設置
			後 A	7.84～ 10.31	32.99	
			B	2.80～ 6.98	35.78	
県 道	安来伯太日南線	安来市伯太町草野258番1地先から同339番1地先まで	前	5.52～ 12.43	213.42	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	9.28～ 31.41	220.00	
"	出雲大社線	出雲市白枝町237番地先から同町378番2地先まで	前 A	15.07～ 31.90	402.50	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消
			後 B	12.29～ 24.03	421.36	
			後 A	15.07～ 31.90	402.50	

島根県告示第430号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市野原町148番地先から同町114番地先まで	メートル 147.50	平成29年 8月4日	松江県土整備事務所	
〃	〃	出雲市西林木町488番1地先から同町394番地先まで	27.84	平成29年 8月4日	出雲県土整備事務所	
県道	湯里停車場祖式線	大田市祖式町字セド畑2691番1地先から同地先まで	65.71	平成29年 8月4日	県央県土整備事務所大田事業所	